

別紙 熊本県立青少年の家条例第 12 条に基づく施設利用料金の減免の基準

- 1 次に掲げる者が利用するときは、利用料金の全部を免除することができる。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該 15 歳未満の者)
- (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 次に掲げる者の介護のために現に同伴する者(その者が 2 人以上いるときは、1 人に限る。)が利用するときは、利用料金の全部を免除することができる。
- (1) 前項第 1 号に掲げる者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの(以下この号において「重度身障者」という。)又は次の表の左欄に掲げる障害を 2 以上有し、その障害の総合の程度が重度身障者に準ずると指定管理者が認めるもの

障害の区分		障害の級別	
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	
聴覚障害		2 級及び 3 級	
肢体不自由	上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	
	下肢不自由	1 級、2 級及び 3 級の 1	
	体幹不自由	1 級から 3 級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1 級及び 2 級(1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
		移動機能障害	1 級から 3 級までの各級(1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
内部障害	心臓機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
	じん臓機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
	呼吸器機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級	
	小腸機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級	
	肝臓機能障害	1 級から 4 級までの各級	

- (2) 前項第 2 号に掲げる者のうち、同号の療育手帳の障害の程度の記載欄に、重度であることの表示として「A」と記載されたもの
- (3) 前項第 3 号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する障害等級が 1 級である者として記載されているもの
- 3 前 2 項に規定する場合のほか、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、利用料金の全部を免除することができる。